



## 1 求められる 7 つの重点分野、プログラム、補助金について

①グローバル補助金は、“7 つの重点分野” のいずれかに関連し長期的に大きな成果が期待できる、大規模で国際的な活動を支えるものです。クラブと地区は、独自の活動を立ち上げることができます。

- 1) 平和構築と紛争予防
- 2) 疾病予防と治療
- 3) 水と衛生
- 4) 母子の健康
- 5) 基本的教育と識字率向上
- 6) 地域社会の経済発展
- 7) 環境の保全

②グローバル補助金のプログラムには 3 つの対象があります。

- 1) 人道的プロジェクト  
地域社会のニーズに取り組み、持続可能かつ測定可能な成果をもたらす。
- 2) 職業研修チーム  
専門職業人のグループを海外に派遣し、現地の人びとへの指導や研修への参加など、職業研修を通じた地域の発展と能力向上を支援。
- 3) 奨学金  
いざれかの重点分野におけるキャリアを目指す人に大学院留学の費用を提供。

③当地区からの DDF (地区財団活動資金) としては、**1 件のプロジェクトに \$40,000 迄を申請できます**。尚、地区が認めた重点プロジェクトについてはその限りではありません。

## 2 グローバル補助金に求められる当地区 8 の条件

- ①ロータリー財団の「地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件(2020 年 9 月)」に従うこと。
- ②地区主催の補助金管理セミナーに出席し、MOU の理解と同意・署名の下、資格認定を整えること。(注 1)
- ③プロジェクト実施国にロータリークラブがあることが条件であり、7 つの重点分野のいずれかに該当し、地元社会に強いニーズと事業を推進すること。
- ④持続可能性のあるプロジェクト(補助金支出が終わった後にもプロジェクトの成果が持続するもの)であること。
- ⑤**最低 3 万ドル以上 (例 DDF1.5 万ドル+WF (国際財団活動資金) 1.5 万ドル) のプロジェクト**であること。
- ⑥クラブ提唱のプロジェクトにおいて、クラブは申請 DDF 額の最低 5% 以上の資金参加をすること。
- ⑦クラブ提唱のプロジェクトにおいて、**年度内に DDF を申請できるのは原則として 1 プロジェクト** (人道奉仕・職業研修チーム含む) とするが、複数の申請を希望する場合は、[香川] 地区事務所までご相談ください。  
また、進行中のグローバル補助金活動(最終報告書を財団本部に未提出で、正式にクローズしていないプロジェクト)があるクラブは、活動が完結するまで DDF を申請する事はできない。
- ⑧当地区の方針として、前年度の年次基金が 0 クラブの DDF 使用による申請はできない場合もあります。

- (注1)：補助金管理セミナーは、クラブがロータリー財団補助金プログラムに申請する為には必ず参加する事が求められます。当地区においては毎年11月-12月に開催される予定です。要参加者は会長エレクト・次期クラブ幹事・次期クラブ財団委員長またはそれに準ずる役職の方となります。
- (注2)：MOUとは、覚書（Memorandum of Understanding）のことです。補助金制度に参加するために守らなければならない条件の銀行口座、書類の保管、財務管理などが詳細にわたって説明されている文書で、覚書に記載されている条件を承諾し同意することにより、地区・クラブは参加資格を得て、補助金を申請できるようになります。

### 3 業務サイクル

#### ①申請方法

グローバル補助金の申請は全て、年度を通じて随時受け付けられます。  
まずは地区にプロジェクトの概要を記した提案書を提出し、地区財団委員のガイダンスに従ってください。  
なお、海外渡航が含まれるプロジェクトの場合は、出発の少なくとも90日前までに申請書を提出する必要があるので、地区への提案書もそれにあわせてご提出ください。

**申請はRIのサイト「My Rotary」の補助金センターからオンラインによる申請手続きとなります。**

#### ②支払

申請書が承認され、クラブの資金がプロジェクトごとの指定した口座に入金された後、財団は支払を行います。  
(支払はプロジェクトごとに指定した口座の通貨となります)

#### ③評価

グローバル補助金は継続的な効果を期待するものです。それには分析と評価は欠かせません。  
求められる項目を記入してください。

#### ④報告

補助金センターを通じて、**補助金受領後12ヶ月ごとに中間報告を提出し、プロジェクト完了から2ヵ月以内に最終報告書を提出します。**

### 4 お問い合わせ・書類送付先

国際ロータリー第2670地区 [香川] 地区事務所  
〒760-0008 香川県高松市中野町20-4 栗林コーポ1F  
TEL: 087-873-2225 / FAX: 087-873-2211 / E-mail: trf-office@rid2670.com

地区補助金は、人道的・教育的・社会的事業を通じて世界や地域社会に貢献し、クラブの活性化を図る補助金です。ロータリー財団の補助金の中で最も身近なプログラムです。

## 1 RID2670 における地区補助金の補助金額

- ①1 年度 1 クラブにつき 1 プロジェクトの申請とします。(インタークト・ロータークト含)  
但し、地区補助金と地区補助金奨学生の同時申請は受け付けます。
- ②プロジェクトは『人道的』『教育的』『一般奉仕』『植林』『スポーツ』の項目に大別し、**植林・スポーツは 800 ドルを上限とし、その他のプロジェクトには残金を加重配分**します。但し、7 つの重点分野【1) 平和構築と紛争予防 2) 疾病予防と治療 3) 水と衛生 4) 母子の健康 5) 基本的教育と識字率向上 6) 地域社会の経済発展 7) 環境の保全】については、それに該当するものに対しては金額を増額する場合があります。
- ③プロジェクト総費用予定額の最低 30%をクラブが負担してください。

## 2 RID2670 における地区補助金の 12 の条件

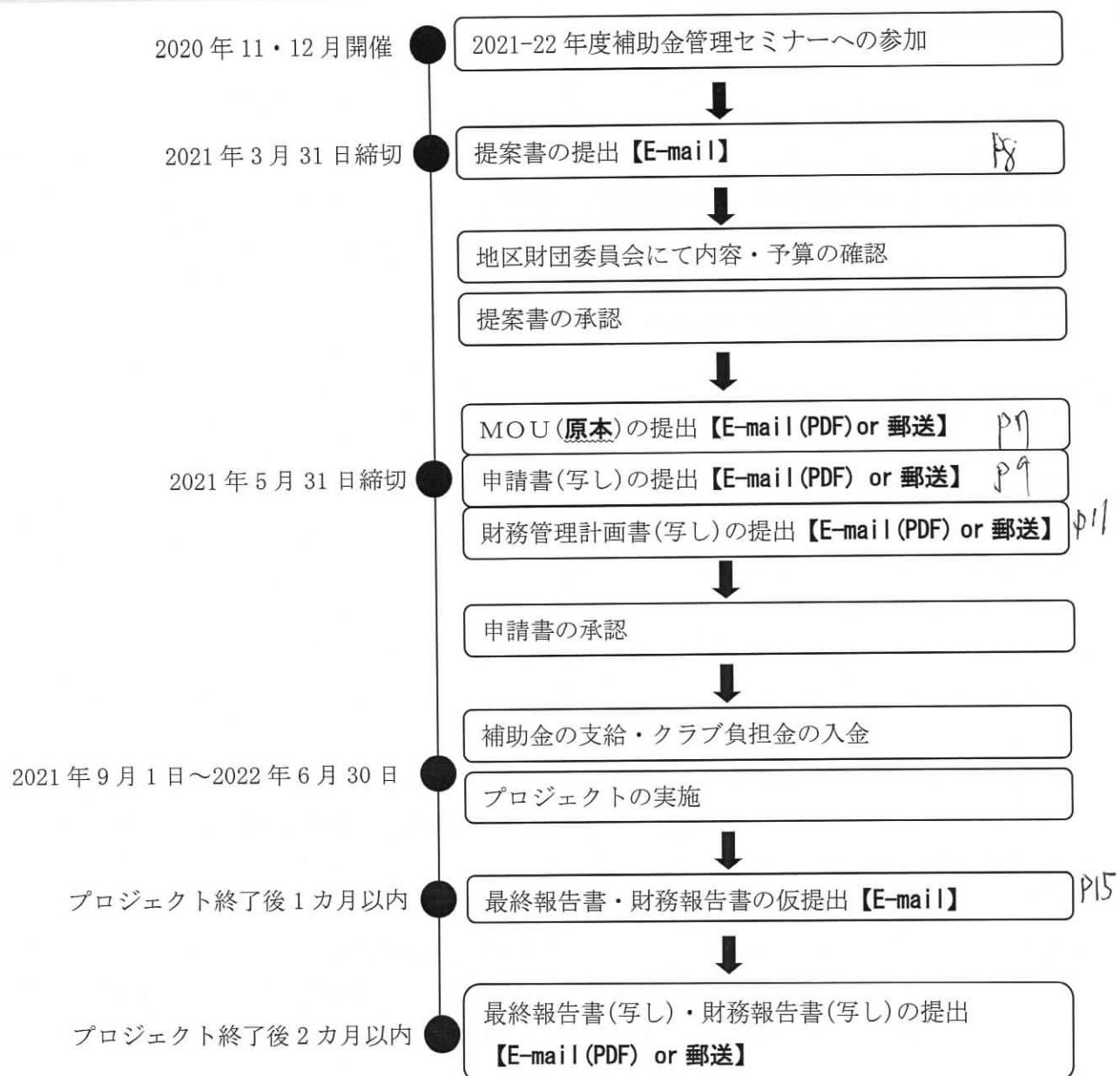
- ①地区補助金プロジェクトは、ロータリー財団の使命に沿ったものでなければなりません。(注 1)
- ②地区補助金は、地区が重要と考える人道的、教育的活動、ないし地域の活性化となる事業を支援するものです。
- ③ロータリー財団の「地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件(2020年9月)」に従うことが必要です。  
特に、III. 制約事項 1. に記載されている「特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援。」に該当する場合は、申請を受け付けない場合もあります。
- ④地区的年度ごとの地区補助金支援方針に合致していることが必要です。
- ⑤クラブは地区主催の補助金管理セミナーに出席し、MOU の理解と同意・署名の下、資格認定を整えてください。  
(注 2) (注 3)
- ⑥当地区の方針として、前年度の年次基金が 0 クラブの DDF 使用による申請はできない場合もあります。
- ⑦地区補助金プロジェクトは、**ロータリークラブが主催、または共催 (主体はロータリークラブ)** となり、ロータリアンの直接参加を含む必要があります。
- ⑧プロジェクトの実施期間は 2021 年 9 月 1 日～2022 年 6 月 30 日までの 10 ヶ月以内となります。
- ⑨補助金の受託後、速やかにプロジェクトを実施し、終了後 2 ヶ月以内にプロジェクトのクロージングをしてください。報告写真にはクラブ・ロータリアンがプロジェクトに参加したことがわかるスナップを貼付してください。
- ⑩ルールに則った地区補助金プロジェクトのクロージングが出来ていないと新しく補助金プログラムは申請できません。
- ⑪インタークト・ロータークトの申請はスポンサークラブの 1 プロジェクトとみなします。
- ⑫8月末日までにプロジェクトを計画しているクラブは、必ず [香川] 地区事務所までご連絡ください。

(注 1)： ロータリー財団の使命とは、ロータリアンが人々の健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解・親善・平和を達成できるようにすることです。

(注 2)： 補助金管理セミナーは、クラブがロータリー財団補助金プログラムに申請する為には必ず参加する事が求められます。当地区においては毎年 11-12 月頃に開催される予定です。要参加者は会長エレクト・次期クラブ幹事・次期クラブ財団委員長またはそれに準ずる役職の方となります。

(注3) : MOUとは、覚書 (Memorandum of Understanding) (MOU) のことです。補助金制度に参加するために守らなければならない条件の銀行口座、書類の保管、財務管理などが詳細にわたって説明されている文書で、覚書に記載されている条件を承諾し同意することにより地区・クラブは参加資格を得て、補助金を申請できるようになります。

### 3 地区補助金のタイムスケジュール



### 4 お問い合わせ・書類送付先

国際ロータリー第2670地区 [香川] 地区事務所  
〒760-0008 香川県高松市中野町20-4 栗林コーポ1F  
TEL: 087-873-2225 / FAX: 087-873-2211 / E-mail: trf-office@rid2670.com

## クラブの参加資格認定:覚書(MOU)

ロータリー財団

1. クラブの参加資格
2. クラブ役員の責務
3. 財務管理計画
4. 銀行口座に関する要件
5. 補助金資金の使用に関する報告
6. 書類の保管
7. 補助金資金の不正使用に関する報告

### 1. クラブの参加資格

クラブは、ロータリー財団のグローバル補助金とパッケージ・グラントの活用にあたって、ロータリー財団(以下「財団」)から提供されるこの覚書(MOU)に記載された財務と資金管理の要件を遂行すること、および、毎年最低1名のクラブ会員を地区主催の補助金管理セミナーに出席させることに同意しなければならない。地区は、クラブの参加資格として追加の要件を定めたり、地区補助金の活用についてもクラブの参加資格認定を義務づけることができる。これらの条件をすべて満たすことにより、クラブの参加資格が認定され、ロータリー財団補助金プログラムにクラブが参加することが認められる。

- A. 参加資格条件がすべて満たされた場合には、1ロータリ一年度にわたり、クラブの補助金への参加資格が認められる。
- B. クラブが認定状況を維持するには、この覚書(MOU)、地区が定めた追加要件、その他該当するすべてのロータリー財団方針を順守しなければならない。
- C. 資金の管理を誰が行ったとしても、クラブが提唱した補助金資金の使用に対しては、クラブが責任を負う。
- D. 以下のような補助金資金の不正使用ならびに不適切な管理(ただしこれらに限られない)が確認された場合、クラブの参加資格が保留、あるいは取り消しとなる場合がある:  
不正、偽造、会員情報の改ざん、重大な過失、また受益者の健康、福利、安全を脅かす行為、不適切な寄付、私益のための資金使用、利害対立の未開示、個人による補助金資金の独占、報告書の偽造、水増し行為、受益者からの金銭の受領、不法行為、認められていない目的での補助金資金使用。
- E. クラブは、いかなる財務監査、補助金監査、業務監査にも協力しなければならない。

### 2. クラブ役員の責務

クラブ役員は、クラブの参加資格認定およびロータリー財団補助金の適切な使用について主要な責任を有する。

クラブ役員の責務には以下が含まれる。

- A. クラブの資格認定手続きの遂行と管理、認定状況の維持を担当するクラブ会員を最低1名任命する。

- B. すべてのロータリー財団補助金が、資金管理の方策と適切な補助金管理の慣行に従って管理されるよう確認する。
- C. 補助金に関与するすべての人が、実際の利害の対立や、利害の対立であると認識される事態を避けるように活動するよう確認する。

### 3. 財務管理計画

クラブは、補助金の一貫した管理を行うために、書面で財務管理計画を作成しなければならない。

財務管理計画には、以下の手続きが含まれていなければならない。

- A. すべての領収書と補助金資金の支払いの記録を含め、標準的な会計基準に則って会計を維持する。
- B. 必要に応じて、補助金の資金を支払う。
- C. 資金の取り扱いは、複数の人で分担する。
- D. 補助金で購入した備品・設備やその他の財産の目録システムを確立し、補助金関連活動のために購入したもの、作られたもの、配布されたものの記録を付ける。
- E. 資金の換金等を含む全補助金活動が、現地の法律や規制を順守したものであることを確認する。

### 4. 銀行口座に関する要件

補助金資金を受け取るには、ロータリー財団の補助金資金の受領と支払いのみを目的とする口座をクラブが設けなければならない。

- A. クラブの銀行口座は以下を満たしていかなければならない。
  1. 資金の支払いには、クラブの少なくとも2名のロータリアンが署名人となること。
  2. 低金利、または無金利の口座であること
- B. 利子が生じた場合には、すべて書類に記録し、承認された補助金活動に使用するか、ロータリー財団に返還しなければならない。
- C. クラブが提唱する各補助金につき、別個の口座を開設し、口座名は、補助金用であることが明らかに分かるものとすべきである。
- D. 補助金は、投資用口座に預金してはならない。これには、投資信託、譲渡性預金、債権、株の口座が含まれる(ただし、これらに限られるものではない)。
- E. ロータリー財団補助金資金の受領および使用を裏付ける銀行明細書をいつでも提示できるようにしておかなければならない。
- F. クラブは、署名人の交代に備えて、銀行口座の管理責任の引継ぎ計画書を作成し、保管しなければならない。

### 5. 補助金資金の使用に関する報告

クラブは、ロータリー財団のすべての報告要件に従わなければならない。補助金に関する報告を通じて、ロータリー財団は補助金の使用状況を知ることができる。このため、この報告は補助金の適切な資金管理の重要な部分である。

### 6. 書類の保管

クラブは、参加資格認定とロータリー財団補助金に関する重要書類を保存するための、適切な記録管理システムをつくり、これを維持するものとする。これらの書類を保管することにより、補助金管理の透明性が保たれるとともに、監査や財務評価の準備に役立つ。

- A. 保管する必要のある書類には、以下が含まれる(ただし、以下に限られない)。
  - 1. 銀行口座に関する情報(過去の銀行明細書を含む)。
  - 2. 署名入りのクラブの覚書(MOU)を含む、クラブの参加資格認定に関する書類。
  - 3. 計画や手続きを記載した書類。これには以下が含まれる。
    - a. 財務管理計画書
    - b. 書類の保存と管理の手続き
    - c. 銀行口座署名人の引継ぎ計画書、および銀行口座の情報と書類の保管
  - 4. 購入したすべてのものの領収書と請求書を含む、補助金に関する情報
- B. クラブの記録は、クラブのロータリアンが、または地区が要請した場合は地区が、閲覧、入手できるようにしなければならない。
- C. 書類は、少なくとも5年間、もしくは国や地域の法律によってはそれ以上の期間、保管しなければならない(日本の場合、グローバル補助金奨学金に関する書類は10年間保管しなければならない)。

## 7. 補助金資金の不正使用に関する報告

補助金資金の不正使用や不適切な管理があった場合、またはそう疑われる場合には、クラブはこれを地区に報告しなければならない。このような報告により、補助金資金の不正使用が絶対に許されないと環境をクラブ内に作り出すことができる。

### 承認と同意

この覚書(MOU)は、クラブと地区の間に交わされる同意書であり、補助金活動の適切な管理と財団補助金資金の適切な管理を行うための措置をクラブが取ることを認めるものである。この文書を承認することにより、クラブは、この覚書(MOU)に記載されたすべての条件と要件に従うことに同意する。

ロータリー・クラブを代表し、下記署名人は、2021-22 ロータリ一年度、この覚書(MOU)に記載されたすべての条件と要件に従い、これらの要件に関してクラブの方針や手続に変更や修正があった場合には、国際ロータリー第 2670 地区に通知することに同意する。

クラブ会長	
就任年度	2021-22 年度
氏名	
署名	
日付	20 年 月 日

クラブ会長エレクト	
就任年度	2022-23 年度
氏名	
署名	
日付	20 年 月 日

①国際ロータリー第 2670 地区ロータリー財団委員会  
地区補助金提案書【2021-22 年度】



提出日 : 20 年 月 日

1 クラブ名 : ロータリークラブ

2 プロジェクト名 :

3 プロジェクト対象 : 人道的 教育的 一般奉仕事業 植林 スポーツ  
(※該当のプロジェクトを■にしてください)

4 プロジェクトの概要を記入してください。

---

---

---

---

---

5 プロジェクト期間 : 20 年 月 日 ~ 20 年 月 日

(※2021 年 9 月 1 日以降開始~2022 年 6 月 30 日終了のプロジェクトとしてください。)

6 予算

①プロジェクト総費用予定額 : 円

②内訳

内容	数量	単位	単価	金額
合計				円

7 プロジェクトの連絡担当者

担当者名	
クラブでの役職	
住所	〒
電話番号	
携帯番号	
FAX番号	
E-mail	

②国際ロータリー第 2670 地区ロータリー財団委員会  
地区補助金申請書【2021-22 年度】



提出日：20 年 月 日

1 クラブ名：ロータリークラブ

2 プロジェクト名：

3 プロジェクト対象：人道的 教育的 一般奉仕事業 植林 スポーツ  
(※該当のプロジェクトを■にしてください)

4 プロジェクトの概要を記入してください。

.....  
.....  
.....  
.....  
.....

5 プロジェクト期間：20 年 月 日 ~ 20 年 月 日

(※2021 年 9 月 1 日以降開始～2022 年 6 月 30 日終了のプロジェクトとしてください。)

6 受益者：プロジェクトがどのように地元の為になるか、あるいは、国際レベルでの人道的プロジェクトでその地域社会に恩恵を与え、恵まれない人々の生活の向上に役立つかを記入してください。

.....  
.....  
.....  
.....

7 実施場所：

8 予算：

①プロジェクト総費用予定額：円

②地区補助金支給額：ドル=円 (内定月\_\_月 RI レート 1\$=\_\_円)

③クラブ持出金額：円 (※プロジェクト総費用予定額 - 地区補助金支給額)

④内訳 (地区補助金を含む全ての内訳)

内容	数量	単位	単価	金額
合計				円

9 プロジェクトにおける資金面以外のロータリアンの役割を記入してください。

---

---

---

10 本活動がロータリーの提唱プロジェクトであることをどのような方法で一般の人々に広報しますか。

---

---

---

11 本プロジェクトに協力団体が関与する場合は、協力団体名を記入してください。また、活動にあたっての責任事項とプロジェクトにおいてどのようにロータリアンがその団体と協力し合うことになるかを明記してください。

協力団体：

---

---

---

12 プロジェクトの連絡担当者

担当者名	
クラブでの役職	
住所	〒
電話番号	
携帯番号	
FAX番号	
E-mail	

13 本プロジェクトに関する全てのロータリークラブは下記に署名することにより、地区ロータリー財団委員会に対しプロジェクトの活動内容に責任を持ち、報告する義務があります。地区補助金申請書の全ての記載事項が真実であり、正確であることを確認することになります。

ロータリークラブ会長並びに会長エレクトとして、私達は、ここに当クラブがクラブの奉仕活動として本プログラムを実施することを決定したことを確認いたします。

2021-22 年度会長 署名 20 年 月 日

2022-23 年度会長 署名 20 年 月 日

③国際ロータリー第 2670 地区ロータリー財団委員会  
財務管理計画書【2021-22 年度】



提出日： 20 年 月 日

ロータリークラブは、クラブの参加資格認定：覚書（MOU）第3項の規定に従い、下記の通りロータリー財団補助金管理計画を定める。

A 専用銀行口座

- 1 クラブが提唱する各補助金につき、ロータリー財団の補助金資金の受領と支払いのみを目的とする別個の口座を開設し、維持する。また口座名は、補助金用であることが明らかに分かるものとする。
- 2 口座は、低金利、または無金利の口座であることとし、利子が生じた場合には、すべて書類に記録し、承認された補助金活動に使用するか、ロータリー財団に返還する。
- 3 補助金は、投資用口座に預金してはならない。これには、投資信託、譲渡性預金、債権、株の口座が含まれる。  
(ただし、これらに限られるものではない)
- 4 資金の支払いには2名のロータリアンが署名人となり、引き出し時にはその都度、財務報告書の「2 専用口座入出金確認表」に署名する。  
(この内、第1署名人は口座名義人とし、第2署名人は実施年度の会長が望ましい)
- 5 補助金資金の受領および使用を裏付ける銀行明細書をいつでも提示できるようにしておく。

金融機関名		
支店名		
種別	<input type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 当座預金
口座番号		
口座名義	フリガナ	
第1署名人	直筆署名	
第2署名人	直筆署名	

B 財務管理

- 1 すべての領収書と補助金資金の支払いの記録、また、全ての経費支払い領収書が保管されていることを確認し、標準的な会計基準に則って会計を維持する。
- 2 補助金の申請書で承認された通りに、補助金資金を直接業者、受益者に配分する。
- 3 補助金で購入した備品・設備やその他の財産の目録システムを確立し、補助金関連活動のために購入したもの、作られたもの、配布されたものの記録を付ける。
- 4 資金の換金等を含む全補助金活動が、現地の法律や規制を順守したものであることを確認する。

2021-22 年度会長 署名 20 年 月 日

2022-23 年度会長 署名 20 年 月 日

## 銀行口座の管理責任変更届

ロータリークラブは、ロータリー財団補助金専用口座の管理責任者を下記のとおり変更しました。

年　月　日　　2021-22 年度会長署名.....

2022-23 年度会長署名.....

記

### 1. 地区補助金専用口座名（変更後）

金融機関名		
支店名		
種別	<input type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 当座預金
口座番号		
口座名義	フリガナ	

### 2. 変更前の管理責任者

第1署名人..... 第2署名人.....

### 3. 変更後の管理責任者

第1署名人..... 第2署名人.....

### 4. 変更理由

-----以上-----

④国際ロータリー第 2670 地区ロータリー財団委員会  
地区補助金報告書【2021-22 年度】



提出日：20 年 月 日

1 クラブ名：ロータリークラブ

2 プロジェクト名：

3 プロジェクトの概要

①このプロジェクトで何が、いつ、どこで実施されたかを簡潔に説明してください。

---

---

---

②このプロジェクトの恩恵を受けた人々の数は何名ですか。 名

③プロジェクトの受益者は誰ですか。またどのような恩恵を受けましたか。プロジェクトはどのようなニーズに答えましたか。

**受益者**

---

---

---

④このプロジェクトに何名のロータリアンが参加しましたか。 名

⑤これらのロータリアンは何を行いましたか。プロジェクトへの財政的支援を除き、その具体例を少なくとも 2 つ挙げてください。

---

---

---

⑥協力団体が関与している場合、その団体の役割は何でしたか。

---

---

---

4 証明の署名

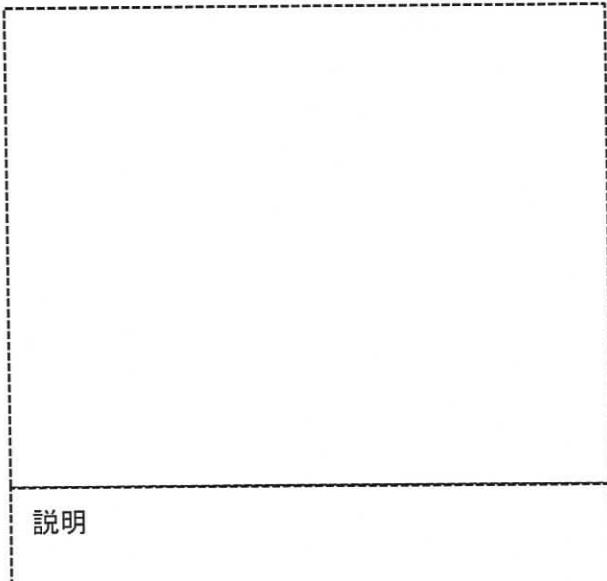
本プロジェクトに関する全てのロータリークラブは、下記に署名することにより、地区ロータリー財団委員会に対しプロジェクトの活動内容に責任を持ち、報告する義務があります。地区補助金報告書並びに財務報告書の全ての記載事項が真実であり、正確であることを確認することになります。

ロータリークラブ会長並びに会長エレクトとして、私達は、ここに当クラブがクラブの奉仕活動として本プログラムを実施したことを確認いたします。

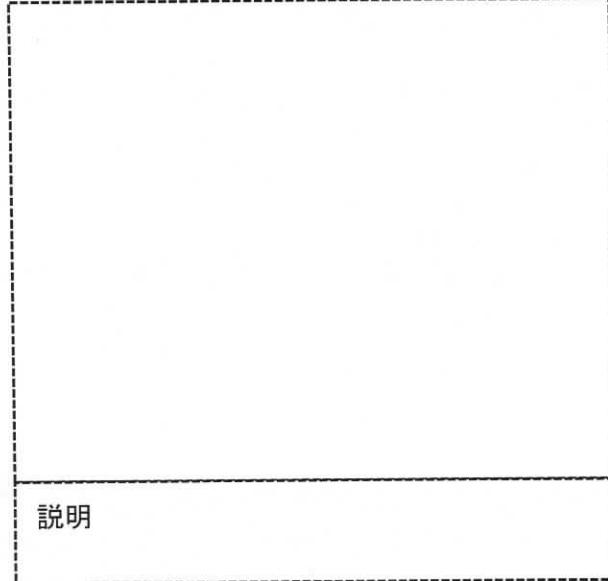
2021-22 年度会長 署名 20 年 月 日

2022-23 年度会長 署名 20 年 月 日

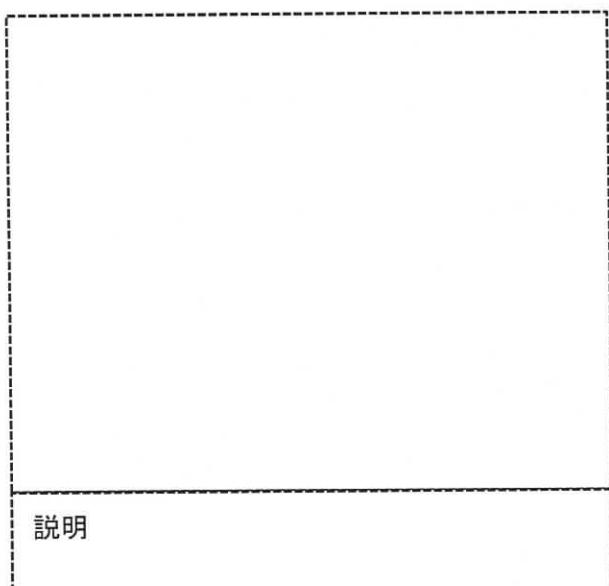
5 写真貼り付け欄



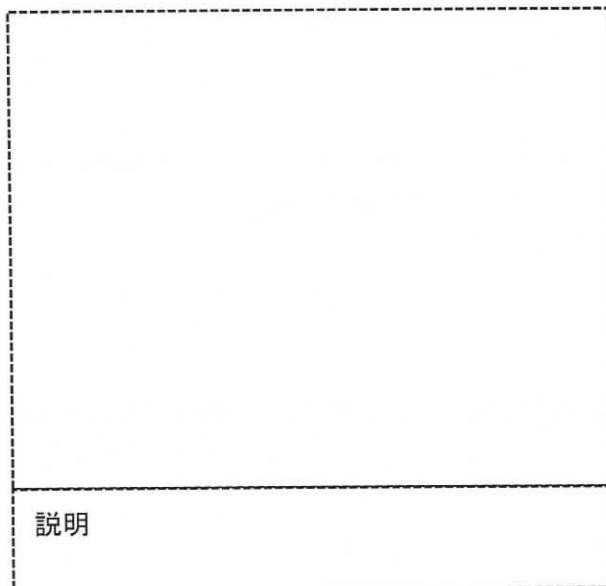
説明



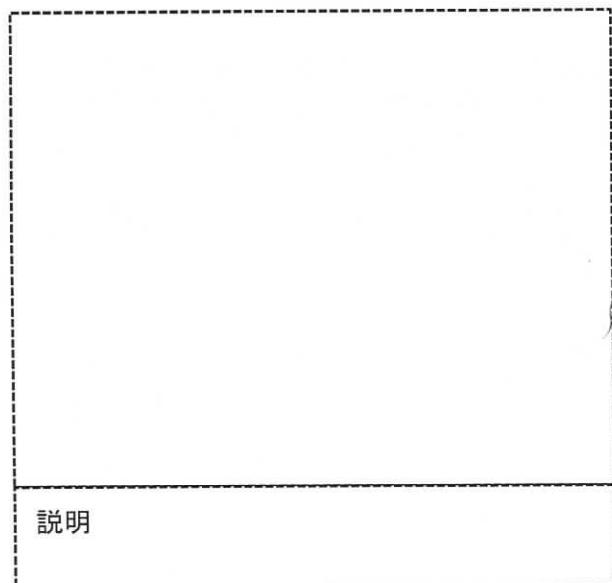
説明



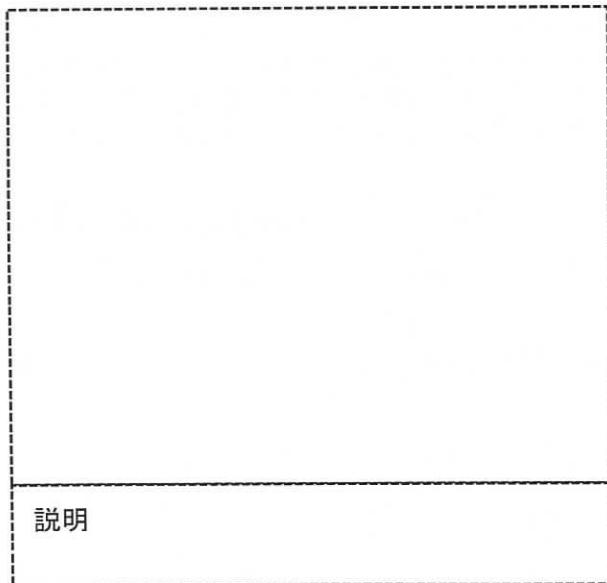
説明



説明



説明



説明



⑤国際ロータリー第2670地区ロータリー財団委員会  
地区補助金財務報告書【2021-22年度】

提出日： 20 年 月 日

1 クラブ名： ..... ロータリークラブ

2 専用口座入出金確認表

日付（西暦）	摘要	引出	預入	残高	署名(直筆)	※引出時のみ 第1署名人	第2署名人



5 請求書・領収書写し添付欄

※原寸大コピーを貼付してください。枠内に収まらない場合は別紙にて貼付してください。





# 【2021-22 年度】地区補助金最終報告のチェックリスト

プロジェクトが完了して必ず1ヶ月以内にメール（trf-office@rid2670.com）で【香川】地区事務所まで報告書・財務報告書の仮提出をお願いいたします。財務報告書確認に必要な書類のみ（請求書・領収書・通帳コピー等）FAX（087-873-2211）でも受け付けます。地区財団委員会で内容を確認後、原本の提出を改めてお願ひいたします。

## 報告書

- 直筆署名以外は全て、ワープロ/PC で作成していますか。
- 『2 プロジェクト名』は、提出済の申請書と同一ですか。
- 『3 プロジェクト概要』には、ロータリアンの具体的な活動が十分に記入できていますか。
- 『4 証明の署名』には、2021-22 年度会長と 2022-23 年度会長の署名がありますか。
- 『5 写真貼り付け欄』には、プロジェクト実施時のロータリアンの活動風景を貼り付けていますか。
- 寄贈品、印刷物等には正しいロータリーロゴをつけ、またその写真は貼られていますか。  
(ロータリー財団の補助金プロジェクトの表示および「ロータリー」の名称またはロータリーの標章に関する指針参照)
- 原本をクラブで保管し、写しを地区に送付していますか。

## 財務報告書

- 直筆署名以外は全て、全てワープロ/PC で作成していますか。
- 補助金を使用できない項目を確認しましたか。  
(『地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件(2020 年 9 月)』→III. 制約事項参照)
- クラブ負担金を専用口座に入金していますか。
- 通帳記帳を行いましたか。
- 補助金口座で発生した利息はプロジェクト費用として使用していますか。  
(前年度分の利息を使用していないクラブは、本年度に算入して必ず使用してください。)
- 『2 専用口座入出金確認表』で、専用口座からの引出時に専用口座届出書で地区に報告している 2 名の署名人の直筆署名が入っていますか。
- クラブがプロジェクト総費用のうち 30% (以上) を負担していますか。
- 『4 支出』に記載の日付と領収書の日付は合致していますか。
- 地区補助金を利用した項目の保管／設置場所と管理責任者は記入していますか。
- 設置場所と管理責任者はロータリークラブ・ロータリアン以外になっていますか。
- 請求書は添付しましたか。
- 領収書・請求書ともに原寸大コピーを添付していますか。
- 領収書・請求書ともに宛名はクラブ名になっていますか。
- 領収書の但書は記載されていますか。
- 領収書には金額にあった適切な印紙が貼付されていますか。
- 請求書が無い場合、明細つきの領収書が貼付されていますか。
- 原本をクラブで保管し、写しを地区に送付していますか。

# 国際ロータリー第 2670 地区 グローバル補助金奨学生 募集要項【2021-22 年度】



国際ロータリー第 2670 地区（四国）は、2021-22 年度ロータリー財団のグローバル補助金奨学生候補の募集を次の要項に従って行います。熟読の上、有資格者は奮ってご応募ください。

## 1 目的

国際ロータリーのロータリー財団グローバル補助金奨学生の主要な目的は、ロータリー財団が設けた以下の 7 つの重点分野に該当する専攻課程において、国際理解と世界平和促進を基本的理念とし、海外の大学院（海外より当地区の大学院に入学を許可された者を含む）での 1 学年度以上の修学にグローバル補助金（国際財団活動資金 W F と地区財団活動資金 D D F）から米貨 30,000 ドルを奨学金として金銭的支援を行い、有為な人材に勉学の機会と国際親善使節の役割を付与することです。

- 1) 平和構築と紛争予防
- 2) 疾病予防と治療
- 3) 水と衛生
- 4) 母子の健康
- 5) 基本的教育と識字率向上
- 6) 地域社会の経済発展
- 7) 環境の保全

## 2 奨学金の額

本人自身のエコノミー往復航空券、授業料、学用品、部屋代、食費等に対して、米貨 30,000 ドルを提供します。

## 3 募集人数

若干名

## 4 申請資格

### <申請者>

- ①7 つの重点分野（『1 目的』の項参照のこと）に該当していること。
- ②大学院に入学するに必要な教育課程を修了していること。
- ③2022 年度中の新学期から留学を開始すること。
- ④次のいずれかに該当すること。
  - 1) 申請時に国際ロータリー第 2670 地区内に居住、または本籍があること。
  - 2) 申請時に国際ロータリー第 2670 地区内に所在する大学、大学院に在学するかあるいは職場に勤務していること。
  - 3) 申請時に国際ロータリー第 2670 地区内に所在する大学院に海外から入学を許可された者。

### <申請ロータリークラブ>

- ①ロータリー財団の「地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件(2020 年 9 月)」に従うこと。
- ②地区主催の補助金管理セミナーに出席し、MOU の同意と署名をすること。（注 1）（注 2）
- ③前年度の年次基金に積極的に寄付していること。
- ④ルールに則った財団補助金プロジェクトのクロージングが出来ていること。
- ⑤グローバル補助金と奨学金の同時申請はできません。

(注1)：補助金管理セミナーは、クラブがロータリー財団補助金プログラムに申請する為には必ず参加する事が求められます。当地区においては毎年11月-12月に開催される予定です。要参加者は会長エレクト・次期クラブ幹事・次期クラブ財団委員長またはそれに準ずる役職の方となります。

(注2)：MOUとは、覚書（Memorandum of Understanding）のことです。補助金制度に参加するために守らなければならない条件の銀行口座、書類の保管、財務管理などが詳細にわざって説明されている文書で、覚書に記載されている条件を承諾し同意することにより、地区・クラブは参加資格を得て、補助金を申請できるようになります。

## 5 応募の資格なき者

- ①ロータリークラブ会員またはその実子、継子、孫、兄弟姉妹、配偶者およびその他扶養者。
- ②当人または①に該当するものに受験資格を与える目的のためにロータリークラブを退会したものがある場合は、そのことによって資格は生じない。

## 6 申請条件及び義務

- ①留学先の国にロータリークラブがあること。
- ②優秀な学業成績を持つとともに、国際親善使節としての素質を持っていること。
- ③指導力、独創力に富み、順応性、思慮分別を持ち、目的に対し誠実であること。
- ④留学国の言語に熟達し、講義を理解し、講演し、報告書を作成することが出来ること。
- ⑤留学国の国情、国民性に関心と理解をもち、自国の歴史、地理、文化、時事問題に通暁していること。
- ⑥厳しい海外留学に心身ともに耐え得ること。
- ⑦毎月10日までに推薦ロータリークラブ、並びに[香川]地区事務所宛に月次報告書を提出すること。
- ⑧奨学期間終了後は、速やかに必ず推薦ロータリークラブに修学の成果を報告すること。また、地区大会に参加し、修学の成果を報告すること。
- ⑨奨学期間終了後は、国際ロータリー第2670地区四国学友会に加入し、ロータリーとの関係を維持すること。
- ⑩学業成績不良、不良行為の立証、報告の不提出、ロータリー財団の承諾を得ずに学業過程の変更、中途退学、就学地域の語学に対する知識の不足、国際親善使節としての任務の不行使、その他奨学金の条件を充たせなくなるような事態が生じた場合には奨学金が打ち切られる。

## 7 申請方法

### <申請者>

申請希望の場合は、下記お問い合わせ先にメールにてご連絡ください。

まずは事前審査を受けていただいた後、グローバル補助金奨学生に該当する場合は、推薦いただくロータリークラブ宛に、『9 提出書類』を添付して提出していただくようになります。

### <申請ロータリークラブ>

応募者より送信されたデータに必要事項を入力し、[香川]地区事務所まで必要書類を郵送してください。

## 8 応募期間並びに選考日程

### ＜応募期間＞

2021年7月1日～2021年10月31日

### ＜選考日程＞

1次選考………2021年11月 書類提出先の各ロータリークラブによる書類審査と面接試験  
地区最終選考………2022年1月 地区ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニー、奨学生・学友委員長  
及び委員によるガイダンス並びに面接

※入学時期等によって、選考日程を変更する場合もあります。

※具体的な日時・場所については、受験者に直接〔香川〕地区事務所より連絡いたします。

## 9 提出書類

記入欄は、全てワープロ/PCで作成してください。その他の添付書類は全てA4サイズとし、画像形式はjpegに統一してください。(成績表・証明書等A4サイズ以外のものはオリジナルのほかにA4サイズに縮小、拡大したものをお必ず添付してください)

①グローバル補助金奨学生地区申請書

②留学先大学院の無条件の入学許可を証明するもの。(条件付き合格は不可、無条件合格でなければなりません。)

留学先の入学許可証が応募期間までに手元に無い場合は、ロータリー財団本部へのオンライン申請時までに提出すれば可とする。その場合、その旨の理由書を他の書類とともに提出すること。

③語学力テストの結果

\*英語圏: TOEFL、IELTS等の成績表

\*英語圏以外: 該当する外国語能力評価の標準となっている語学力テストの成績表

④小論文

題名は「奨学生を申請する理由と私の将来展望」。日本語800字詰原稿用紙3枚以内で収めること。

※申請書類は一切返却いたしません。

## 10 地区最終選考から本部審査まで

※地区最終選考で合格したら、ロータリー財団本部にオンラインでの申請を開始します。なお、地区の内定は、地区としてロータリー財団に申請する人を決めることであり、奨学生の承認はロータリー財団本部にて行われます。

※ロータリー財団本部へのオンライン申請までに留学先大学院の入学許可証がない場合は、地区で内定しても辞退していただく場合もございます。

※地区内定後、留学先のホストロータリークラブを探し、ホストロータリークラブが見つかった場合のみ、ロータリー財団本部の審査を受けることができます。特に留学生に人気の地域(ロンドン、パリ、ボストンなど)は世界中から留学生が集まりますので、ホストロータリークラブが見つからない場合もございます。予めご了承ください。

※出国前の3ヵ月前までに申請書を提出しないといけません。十分な時間を持って申請に臨んでください。

※ロータリー財団本部の承認前に発生した費用については、奨学生の対象になりません。

※旅行や保険、その他詳細につきましては、「地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件(2020年9月)」をご覧の上、確認してください。

## **11 リソース**

「ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件」

<https://my.rotary.org/ja/document/terms-and-conditions-rotary-foundation-district-grants-and-global-grants>

「重点分野の基本方針」

<https://my.rotary.org/ja/document/areas-focus-policy-statements>

「グローバル補助金による奨学金 補足資料」

<https://my.rotary.org/ja/document/global-grant-scholarship-supplement>

## **12 お問い合わせ・書類送付先**

国際ロータリー第2670地区 [香川] 地区事務所

〒760-0008 香川県高松市中野町20-4 栗林コーポ1F

TEL: 087-873-2225 / FAX: 087-873-2211 / E-mail: trf-office@rid2670.com

# 国際ロータリー第 2670 地区 地区補助金奨学生 募集要項 【2021-22 年度】



国際ロータリー第 2670 地区（四国）は、2021-22 年度ロータリー財団の地区補助金奨学生候補の募集を次の要項に従って行います。熟読の上、有資格者は奮ってご応募してください。

## 1 目的

国際ロータリーのロータリー財団地区補助金奨学生の主要な目的は、国際理解と世界平和促進を基本的理念とし、海外の専門学校（カレッジ）、大学あるいは大学院での 1 年間の修学に地区補助金（地区財団活動資金 DDF）から米貨 10,000 ドルを奨学金として金銭的支援を行い、有為な人材に勉学の機会と国際親善使節の役割を付与することです。

## 2 奨学金の額

本人自身のエコノミー往復航空券、授業料、学用品、部屋代、食費等に対して、米貨 10,000 ドルを提供します。

## 3 募集人数

若干名

## 4 申請資格

### <申請者>

- ①海外の専門学校（カレッジ）、大学または大学院に入学するに必要な教育課程を修了していること。
- ②海外の専門学校（カレッジ）、大学または大学院に既に合格していること。
- ③2022 年度中の新学期から留学を開始すること。
- ④日本の国籍または永住権を有すること。
- ⑤次のいずれかに該当すること。
  - 1) 申請時に国際ロータリー第 2670 地区内に居住、または本籍があること。
  - 2) 申請時に国際ロータリー第 2670 地区内に所在する高校、大学、大学院に在学するかあるいは職場に勤務していること。

### <申請ロータリークラブ>

- ①ロータリー財団の「地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件(2020 年 9 月)」に従うこと。
- ②地区主催の補助金管理セミナーに出席し、MOU の同意と署名をすること。（注 1）（注 2）
- ③前年度の年次基金に積極的に寄付していること。
- ④ルールに則った財団補助金事業のクロージングが出来ていること。

(注 1)：補助金管理セミナーは、クラブがロータリー財団補助金プログラムに申請する為には必ず参加する事が求められます。当地区においては毎年 11 月-12 月に開催される予定です。要参加者は会長エレクト・次期クラブ幹事・次期クラブ財団委員長またはそれに準ずる役職の方となります。

(注2) : MOUとは、覚書 (Memorandum of Understanding) (MOU) のことです。補助金制度に参加するために守らなければならない条件の銀行口座、書類の保管、財務管理などが詳細にわたって説明されている文書で、覚書に記載されている条件を承諾し同意することにより地区・クラブは参加資格を得て、補助金を申請出来るようになります。

## 5 申請の資格なき者

- ①ロータリークラブ会員またはその実子、継子、孫、兄弟姉妹、配偶者およびその他扶養者。
- ②申請時に入学先が決定していない者。
- ③当人または①に該当するものに受験資格を与える目的のためにロータリークラブを退会したものがある場合は、そのことによって資格は生じない。

## 6 申請条件及び義務

- ①1年間の厳しい勉学に心身ともに耐え得る人材であること。
- ②指導力、独創力に富み、順応性、思慮分別を持ち、目的に対し誠実であること。
- ③奨学期間中、勉学に努めると共に、ロータリークラブ、家庭、事業所などを訪問し、日本の歴史、地理、文化、時事問題および修学地域の諸事情の理解ないし広報等、国際親善使節としての任務の遂行に務めること。
- ④75ドル以上の経費の領収書を必ず提出すること。
- ⑤毎月10日までに推薦ロータリークラブ、並びに[香川]地区事務所宛に月次報告書を提出すること。
- ⑥奨学期間終了後は、速やかに必ず推薦ロータリークラブに修学の成果を報告すること。また、地区大会に参加し、修学の成果を報告すること。
- ⑦奨学期間終了後は、国際ロータリー第2670地区四国学友会に加入し、ロータリーとの関係を維持すること。
- ⑧学業成績不良、不良行為の立証、報告の不提出、地区ロータリー財団の承諾を得ずに学業課程の変更、中途退学、修学地域の語学に対する知識の不足、国際親善使節としての任務の不履行、その他奨学金の条件を充たせなくなるような事態が発生した場合には奨学金は打ち切られる。

## 7 申請方法

### <申請者>

申請書に入力（顔写真貼り付け）し、他の必要書類を添付して2021年2月末日までに、地区内のロータリークラブにメールにて送信、提出してください。

### <申請ロータリークラブ>

応募者より送信されたデータに必要事項を入力し、[香川]地区事務所まで必要書類を郵送してください。

## 8 試験期日及び方法

1次選考 ..... 2021年3月

書類提出先の各ロータリークラブによる書類審査と面接試験

最終選考 ..... 2021年4月

地区ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニー、地区ロータリー財団委員長、奨学生・学友委員長及び委員による面接試験。

※入学時期等によって、選考日程を変更する場合もあります。

※具体的な日時・場所については受験者に、直接[香川]地区事務所より連絡いたします。

## 9 提出書類

記入欄は、全てワープロ/PC で作成してください。その他の添付書類は全て A4 サイズとし、画像形式は jpeg に統一して下さい。(成績表・証明書等 A4 サイズ以外のものはオリジナルのほかに A4 サイズに縮小、拡大したもの)を必ず添付してください

- ①地区補助金奨学生申請書
- ②修学先の専門学校(カレッジ)、大学または大学院の無条件の入学許可を証明するもの
- ③高校・大学の成績表
- ④小論文

題名は「奨学生を申請する理由と私の将来展望」。日本語 800 字詰原稿用紙 3 枚以内で収めること。

※申請書類は一切返却いたしません。

## 10 お問い合わせ・書類送付先

国際ロータリー第 2670 地区 [香川] 地区事務所

〒760-0008 香川県高松市中野町 20-4 栗林コーポ 1F

TEL : 087-873-2225 / FAX : 087-873-2211 / E-mail : trf-office@rid2670.com



# ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件

ロータリー財団は、方針の変更を反映させ、内容をより明確にするために、この授与と受諾の条件をいつでも修正することができる。最近の変更には以下が含まれる：

- 地区補助金を、ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換(職業的側面を強調したもの)、ロータークト、インターベンション、新世代交換、地域社会調査の実施にかかる費用、建設、改築を支えるために使用できることの明確化(IIを参照)。
- 50,000ドルまでの国際財団活動資金(WF)を要請する申請書が、「レベル1」に含まれることを明確化。
- グローバル補助金の上乗せに関する情報の更新(VIを参照)。
- グローバル補助金の定義(最低予算30,000ドル、国際財団活動資金の最高授与額400,000ドル)の明確化。補助金提唱者が国際財団活動資金からの上乗せなしでグローバル補助金の資金調達をする選択肢に関する説明(VIを参照)。
- 人道的プロジェクトのためのグローバル補助金について、拠出金総額に占める援助国側からの寄付に関する要件を30パーセントから15パーセントに変更(VIを参照)。
- プロジェクトの受益者に関する制約事項の明確化(IIIを参照)。

このほかの最新情報や資料は、[rotary.org/ja/grants](http://rotary.org/ja/grants)を参照のこと。

## I. 補助金の種類

ロータリー財団は、地区補助金とグローバル補助金を授与する。地区補助金は、財団の使命(ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすること)と一致する奨学金、旅行、プロジェクトに充てるために、地区に一括で支給される。グローバル補助金は、6つの重点分野のうち少なくとも1つに関連する大学院レベルの海外留学奨学金、職業研修チーム(VTT)、プロジェクトのために授与されるものであり、地域社会のニーズに基づき、その成果が測定可能、持続可能なものでなければならない。

## II. 受領資格の指針

財団の補助金を活用するすべての活動は、以下に該当する必要がある：

1. ロータリー財団の使命に関連していること。
2. ロータリアンが積極的に参加すること。

ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件(2020年9月)

3. ロータリー財団、または国際ロータリーに対し、補助金の支給金額を支払うこと以外に何の責任も負わせないこと。
4. 米国および補助金の実施地の法律を順守し、害を与えないこと。米国財務省外国資産管理局による制裁対象国でのプロジェクトや旅行を計画している提唱者は、追加情報の提供が必要な場合がある。
5. 実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認されていること。既に完了済みあるいは進行中のクラブや地区の活動や経費に充てる目的で補助金を使用しないこと。承認に先立って補助金活動の計画を立てることが奨励されているが、承認前に経費が発生してはならない。補助金が承認された後にプロジェクト計画に変更を加える場合は、その変更について事前にロータリー財団の承認を得る必要がある。
6. 実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
7. ロータリー財団章典 の第30.040節ならびに以下のXIIIに基づき、「プログラム参加者のための利害の対立に関する方針」を順守すること。
8. ロータリー章典 の第34.040.6項ならびに34.040.11項に基づき、ロータリーという名称、その他のロータリー標章、徽章およびグラフィックの使用に関する国際ロータリーの方針を順守すること。
9. ロータリー財団章典 の第40.010.2項に基づき、ロータリーの「『ボイス』とビジュアルアイデンティティのガイド」に従い、補助金提唱者とロータリー財団の役割を明確に示す表記をプロジェクトの標識・表示に含めるか、その近接位置に表示すること。
10. ロータリー章典 の第26.080節に記述されたプライバシーに関するロータリーの声明に従うこと。補助金の申請書と報告書には、ロータリー財団から要請され、かつ受益者(あるいは親または法的保護者)の同意が書面で提供されていない限り、受益者の個人データ(氏名、年齢／生年月日、あるいは個人が特定されるうるその他の情報)または受益者の写真を含むべきではない。そのような個人データが不適切に含まれている場合、ロータリーのプライバシーの方針への順守をロータリー財団が確認する間、補助金手続きの遅延につながる可能性がある。

## 地区補助金

以上の要件に加え、地区補助金は以下に該当しなければならない。

1. 地元と海外において、プロジェクト、奨学金、職業研修チーム、およびそれらに関連した旅行を支援するものである。
2. 奨学生や職業研修チームのオリエンテーション、補助金管理セミナーに資金を充てることができる。
3. クラブと地区による協同提唱者探しを援助するため、ロータリーのプロジェクトフェアに行くための旅費および参加費に充てることができる。
4. 該当する法律によって認められ、またロータリー財団の方針に従っている場合、ロータリー国・地域とそれ以外の国・地域におけるプロジェクトと活動に資金を充てることができる。
5. ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換(職業的側面を強調したもの)、ロータークト、インターフェクト、新世代交換プログラムを支えるために使用できる
6. 地域社会調査の実施にかかる費用に充てることができる。
7. 建設と改築に充てることができる。

## グローバル補助金

以上の要件に加え、グローバル補助金は以下に該当しなければならない。

ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件(2020年9月)

1. ロータリーの重点分野の一つ以上に関連している。これらの活動には、人道的プロジェクト、1~4学年の大学院レベルでの教科履修や研究のための留学用奨学金、および／または専門的な研修を提供することで人道的ニーズに取り組む職業研修チームが含まれる。
2. ロータリークラブが存在する国や地域にある地域社会を支援する。
3. プロジェクトが実施される地域社会のニーズに基づいている。人道的プロジェクトまたは職業研修チームのためのグローバル補助金を申請するクラブと地区は、地域社会のニーズ調査を実施し、実施地域の地域社会と共に、その結果に対応するようなプロジェクトを立案する必要がある。提唱者は、地域社会調査の結果を補助金の申請書に含めなければならない。
4. 補助金プロジェクトが実施される国の少なくとも1つのロータリークラブまたは地区(実施国側代表提唱者)と、実施国以外のロータリークラブまたは地区(援助国側代表提唱者)により提唱される。ロータリークラブが存在しないが国際ロータリー理事会が積極的に拡大に取り組んでいる国で実施されるプロジェクトに関しては、この方針の例外が認められる場合がある。
5. 持続可能である。ロータリークラブや地区が活動を完了した後も、実施地の地域社会が自力でニーズに取り組んでいけなければならない。
6. 測定可能である。提唱者は、「グローバル補助金:モニタリングと評価の計画について」から評価基準を選ぶ。
7. 次を含むインフラストラクチャーの建設に使用できる:トイレ棟および衛生システム、連絡道路、ダム、橋、倉庫、フェンスとセキュリティシステム、水・灌漑システム、温室。地下水を利用するプロジェクトの場合、水文地質学的調査を実施する必要がある。調査の費用は、補助金予算に含めることができる。
8. 人道的プロジェクトの一環として、最高2名までの海外旅費を賄う。これらの人々は、現地で研修を提供したり、プロジェクトを実施したりする。ただし、これらの人々が持つスキルが現地で得られないことを実施国側のクラブが確認した場合に限る。

### **III. 制約事項**

補助金は、いかなるグループも不当に差別したり、特定の政治的・宗教的見解を推進したり、完全に宗教を目的とした催し物を支援したり、妊娠中絶に関連する活動や性決定のみを目的とする活動を支援したり、武器や弾薬の購入資金に充てたり、ロータリー財団への新たな寄付またはロータリー財団の他の補助金への新たな寄付とはできない。

これに加え、補助金を以下の目的に使用することはできない。

1. 特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援。
2. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座の開設ただし、第Xセクションに記載された要件に提唱者が従うならば、補助金資金を小口融資ファンドの設立のために使用できる。
3. 土地や建物の購入。
4. 募金活動。
5. 地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽活動などのロータリー行事に関する経費。
6. 広報的な取り組み(プロジェクト実施に不可欠な場合を除く)。
7. 1,000ドルを超える、プロジェクトの標識

ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件(2020年9月)

8. 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費(グローバル補助金における協力団体でのプロジェクト管理費を除く)。
9. 受益者や協力団体への使途無指定の現金寄付。
10. 既に経費が発生した活動。
11. ワクチンの出所となる国ならびにワクチンの受領国のしかるべき政府や規制当局からの事前の承認なく実施される国境を越えたワクチンの輸送。
12. 全国予防接種日(NID)に出向くための旅費。
13. ポリオワクチンのみを含む予防接種。
14. ロータリー平和センター提携大学において、ロータリー平和フェローが専攻するのと同じ、または類似した専修プログラムで学ぶための留学。
15. 報酬なしで労働する人が必要とされるプロジェクト。その代わりにプロジェクトは労働者の権利と適正な賃金の慣行を目指すものであるべきである。スウェットエクイティを提供することを受益者に求める場合、これらの受益者からの明確な同意が必要である。
16. 当該国の法的な労働年齢未満の人、または法律で年齢が定められていない場合は16歳未満の人の労働が必要とされるプロジェクト。

## グローバル補助金

上記に加え、グローバル補助金を以下の目的に使用することはできない。

1. ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、ロータークト、インターベクト、または新世代交換プログラム
2. 18歳未満の青少年の海外渡航費(保護者同伴の場合を除く)
3. 人が居住、仕事、またはかなりの時間を過ごす永久建造物、すなわち病院、コンテナハウス、移動住宅など、もしくは製造や加工などを実施するための建造物の新たな建設。補助金プロジェクトの実施にあたって建物の建設が必要な場合、この建設費用は補助金以外の資金で賄わなければならない。
4. 一部建設済み(外装のみ完成した建造物を含む)であるが入居または運営されたことのない建造物を完成させるための修復
5. 人道的プロジェクトに参加する協力団体の職員の旅費。
6. ロータリー以外の団体が主体となって実施する活動。
7. 主に研究・調査またはデータ収集から成る人道的プロジェクト
8. 個人の旅行経費のみを含む人道的プロジェクト。
9. 大学の学士課程での勉学。
10. 1つの補助金の下で行われる、互いに関連していない複数のプロジェクト。

## IV. 申請方法

補助金は、補助金センターからオンラインで申請できる。

ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件(2020年9月)

ロータリー財団の補助金を受領するには、関係するすべての代表提唱地区はロータリー財団によって資格が認められなければならず、グローバル補助金の場合には、関係するすべての代表提唱クラブは地区によって資格が認められている必要がある。これに加え、地区、クラブ、補助金委員会の全委員は、国際ロータリーとロータリー財団に対して財務的な健全性を保っている必要があり、かつ補助金を受領するプロジェクトの名称は、ロータリーのロゴ、標章、グラフィックの使用に関する国際ロータリーの方針に順守する必要がある(上記IIを参照)。RI財務代行者、国の会計担当者、補助金と関連のある協力団体や受益団体の理事会メンバーと有給職員は、補助金委員会の委員を務めることが禁じられている。各代表提唱地区、または各代表提唱クラブが一度に有することのできる未終了の補助金は、10口までに限られる。

## 地区補助金

地区は、3名のロータリアンから成る補助金委員会を設置する必要がある。この3名には、補助金の実施年度の地区ガバナー、地区ロータリー財団委員長、地区補助金小委員会委員長が含まれる。これらの委員会委員は、地区補助金の申請において承認手続きを行い、申請書を提出する責務を担う。

地区は1ロータリーアイドーにつき1回申請を提出することができ、申請には使用計画を含める必要がある。補助金増額の要請は、ロータリー財団が補助金の支給を開始する前に行わなければならない。地区補助金の申請はすべて、補助金が申請されたロータリーアイドーの5月15日よりも前に受理されなければならない。

地区補助金の場合:

1. 地区は、年度中に発生し得る臨時費のために、地区補助金の20パーセントまでを取っておくことができるが、承認された後に補助金に追加するすべてのプロジェクトと活動は、資金を利用する前に財団からの承認を受ける必要がある。使用計画にこの臨時費を盛り込み、最終報告書を提出する際に臨時費の内訳を記載する必要がある。
2. 補助金の3パーセントまでを、補助金に関連した管理運営費(銀行手数料、郵送料、ソフトウェア、独立財務評価など)に充てることができる。

## グローバル補助金

実施国と援助国の代表提唱者は、それぞれ、グローバル補助金を担当する3名のロータリアンから成る補助金委員会を設置する必要がある。この補助金委員会の委員は、代表提唱クラブの会員(クラブ提唱の場合)または代表提唱地区的会員(地区提唱の場合)とする。クラブが提唱者となって補助金を申請する場合、代表提唱クラブが参加資格認定を受けていることを地区ロータリー財団委員長が確認する必要がある。申請書は、ロータリーアイドーを通じて随時受理され、資金の利用可能性に応じて承認される。

グローバル補助金の場合:

1. 提唱クラブまたは地区は、物価上昇や為替変動に対応するため、全予算額の10パーセントまでを臨時費に配分することができる。提唱クラブ／地区は、この臨時費から支出があった場合、それを報告し、全額使用しなかった場合は、財団に返金する必要がある。
2. プロジェクト予算の10パーセントまでを、プロジェクト管理費(協力団体において、そのプロジェクトのマネジャー費用、諸経費、運営管理諸経費が発生する場合はそれも含む)に充てることができる。

ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件(2020年9月)

3. プロジェクト予算の10パーセントまでを、プロジェクトの成果を測定するための経費に充てることができる。

奨学生と職業研修チームメンバーは、補助金全体の申請の補足資料として個人の参加申請書を提出する必要がある。奨学生ならびに職業研修チームの申請者が、経費の利用または旅行の手配の前に、財団による申請書の承認が必要であることを理解していることを確認すべきである。奨学生、職業研修チーム、ボランティアの旅行を含む申請書は、旅行日の90日前までに提出する必要がある。

留意点:

1. 申請書への記入が開始されてから12ヶ月以内に、財団へ申請書が提出されなかつた場合、申請は取り消しとなる。
2. 申請書の提出から6ヶ月以内に、申請に必要な情報がすべて提出されず、承認されなかつた場合、申請は取り消しとなる。
3. 申請書の承認後6ヶ月以内に支払い要件が満たされなかつた場合、補助金は取り消しとなる。
4. 支払い後12ヶ月以内に補助金プロジェクトが実施されなかつた場合、補助金は取り消しとなり、提唱者は資金を返還するよう義務づけられる。

奨学金の申請における追加要件:

1. 補助金の申請時に、大学院課程への大学からの入学許可状、または大学院レベルの研究を行うための招請状を提出する必要がある。学費支援の保証を必要とする条件付きの入学許可状も認められる。
2. 申請者が、自国外で学業を行う必要がある。
3. 8月、9月、10月のいずれかの月に留学を開始する奨学金の申請は、6月30日までに提出する必要がある。
4. 奨学生の学業期間は、留学中のどの学期から開始されても構わないが、資金が提供される期間は1学業年以上となる。

職業研修チームの申請における追加要件:

1. チームは、ロータリアンのチームリーダー1名と最低2名のメンバーから成る少なくとも3名で構成される必要がある。メンバーは、重点分野において各自少なくとも2年の職務経験を有し、ロータリアンのチームリーダーはロータリーの知識と国際経験、指導力、重点分野におけるいくらかの専門知識を備えている必要がある。ロータリアンではない人がチームリーダーを務めることもできるが、その場合、提唱者が補助金申請書にその必要性を十分に説明しなければならない。
2. ロータリアンとその家族が職業研修チームに参加する場合は、そのチームが研修を(受けのではなく)提供する側であること。
3. 職業研修チームのメンバーとその親族が同じチームに参加する場合は、その親族も参加要件を満たしていること。
4. 1口の補助金で複数のチームが旅行をする場合、これらのチームは、代表提唱者2者が同じであり、最初のチームの旅行開始日から1年以内に、最後のチームの旅行が開始されること。
5. すべてのチームメンバーが、旅行の前にロータリー財団から承認を得ている必要がある。チーム構成の変更はす

ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件(2020年9月)

べて、ロータリー財団に報告し、その承認を得る必要がある。

グローバル補助金の申請書を対象とした審査：

1. 50,000ドルまでの国際財団活動資金(WF)を要請するグローバル補助金申請(いわゆるレベル1の申請書)は事務総長が審査し、必要であれば当てはまる重点分野の専門家が分析する。
2. 国際財団活動資金(WF)から50,001～200,000米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請、あるいは冠名指定寄付または恒久基金収益を活用した申請の調達資金合計が100,001～400,000ドルである場合(いわゆるレベル2の申請書)は、事務総長が審査し、重点分野の専門家が分析し、ロータリー財団専門家グループによる中間視察を受ける。
3. 国際財団活動資金(WF)から200,001～400,000米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請、あるいは冠名指定寄付または恒久基金収益を活用した申請の調達資金合計が400,001米ドル以上である場合(いわゆるレベル3の申請書)は、事務総長が審査し、重点分野の専門家が分析し、専門家グループによる事前視察、監査および／または中間視察を受ける。これらの申請書は管理委員会も審査を行う。申請書が受理された時期により、審査の時期が以下のようになる。
  - a. 6月1日まで:9月／10月の管理委員会会合で審査
  - b. 10月1日まで:1月に審査
  - c. 12月1日まで:4月に審査
  - d. 3月1日まで:6月に審査

専門家グループと協力する重点分野の専門家が、異なるレベルの審査の必要性や要件の免除または追加を決定する場合がある。ただし、職業研修チーム(VTT)または奨学金のみから成る補助金プロジェクトは、専門家グループによる審査の要件を免除される。

## V. 旅行方針

補助金のための旅行の手配は、すべて旅行者本人が行う必要がある。国際ロータリー・トラベルサービス(RITS)を通じて旅行を手配するか、独自に選択した旅行業者を利用することができる。

ロータリー財団の補助金は、予算に含まれている以下の国外旅行関連費用を賄う。

1. エコノミークラスの航空券
2. 空港までの往復交通費および補助金実施に関連する現地での交通費
3. 予防接種とビザの費用、入国税・出国税
4. 通常の妥当な荷物預け料金
5. 旅行保険

ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件(2020年9月)

ロータリー財団の補助金は、国外旅行に関する以下の経費を賄わない。

1. 事前に承認された旅行の前後に、任意で途中降機した場合の関連経費
2. 任意の途中降機を含め、個人的な旅行の手配から生じた変更による違約金や手数料
3. 荷物の超過料金および運送料

補助金の提唱クラブまたは提唱地区は、補助金の資金を使って旅行する全受領者の緊急連絡先と旅程表を保管する必要がある。また、要請に応じて、財団にこの情報を提出しなければならない。

補助金の受領者は、以下の責任を有する。

1. 旅行の手配をする。迅速に旅行の手配をしない場合、旅費の増額や、補助金の中止という結果をもたらす可能性がある。
2. 承認された旅費を超える費用を自己負担する(ただし、超過分について財団から承認を得た場合を除く)
3. 海外旅行のためのすべての健康条件を満たす。
4. 個人的な旅行をする場合は、その手配をし、旅費を自己負担する。個人的な旅行は、補助金活動の終わりに最高4週間まで行うことができる。補助金受領者は、このような旅行の後、自国に帰るものと期待されている。
5. 国際ロータリーによる国別旅行制限を順守する。
6. 旅行保険に加入する。

医療従事者が補助金活動の一環として医療サービスを提供する場合、補償限度額が最低500,000米ドルの職業賠償責任保険(別称、過失脱漏保険またはE&O保険)に加入するよう期待されている。この補償は、補助金活動参加者が、職業上の行為または不作為によって他人に害を与えた場合の法的責任を果たすために適用される。このような保険に加入し、保険料を支払うのは参加者本人の責任である。

国際ロータリーは、極めて危険な国を挙げた旅行禁止国リストを作成するため、グローバルな安全コンサルタント会社と契約している。安全面の懸念から、ロータリー財団はこれらの国への旅行に資金を提供しない。旅行禁止国リストに追加された国内に、既に財団資金による旅行者がいる場合、即刻避難するための計画が手配される。万一、財団資金の受領者が、指示通りに当該国への旅行を延期しなかった場合、または当該国から避難しなかった場合、ロータリー財団は補助金を取り消し、既に支払われた資金はロータリー財団に返還する必要がある。プロジェクトの実施とその成功が旅行禁止国リストに掲載されている国への旅行で左右される場合、その国への旅費がプロジェクト予算に含まれていなくても、ロータリー財団はこのようなプロジェクトに補助金を提供することはできない。

ロータリアン以外で、奨学金、職業研修チームへの参加、人道的プロジェクトの実施のための旅行を目的として補助金を受領する人には、以下が期待されている。

1. ロータリーに関する知識を有することを実証する。
2. 出発前にオリエンテーションに参加する(オンラインのオリエンテーション、または会場に集まって参加するオリエンテーションのいずれか)。
3. 提唱者に要請された場合には、クラブや地区の活動に参加する(クラブや地区の会合における講演・プレゼンテ

ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件(2020年9月)

ーション、奉仕プロジェクトへの参加など)。

4. 活動実施国(または留学国)の言語に堪能である。

## **VI. 補助金の資金源**

### **地区補助金**

地区補助金は、地区財団活動資金(DDF)からの配分のみによってロータリー財団から支給されるものである。地区は、一つまたは複数のプロジェクトを支援するために、地区的シェア配分(地区の3年前の年次基金への寄付および恒久基金[シェア]収益を合わせた額の50パーセント)の50パーセントまでを使って、年に1口の補助金を申請できる。

### **グローバル補助金**

グローバル補助金の最低予算は30,000ドルであり、国際財団活動資金(WF)の最高授与額は400,000ドルである。補助金提唱者は、地区財団活動資金(DDF)、現金、および／または冠名指定寄付と恒久基金の収益を組み合わせてグローバル補助金に充てることができる。財団は、すべてのDDF寄贈に対して同額(100%)のWFを上乗せする。国際財団活動資金(WF)の授与額に下限はない。提唱者はまた、国際財団活動資金(WF)からの上乗せなく、現金、DDF、および／または冠名指定寄付と恒久基金の収益の組み合わせを使用することで、グローバル補助金の最低予算30,000ドルを調達する選択肢もある。

補助金提唱者は、グローバル補助金に現金を拠出できるが、それに対する財団からの上乗せはない。ロータリアン以外からの寄付も補助金に追加できるが、ただし、この寄付が補助金の協力団体もしくは受益者から寄せられたものである場合を除く。ロータリアン以外からの寄付に対しては、財団からの上乗せはない。現金拠出には、それがロータリアンからであっても、ロータリアン以外からであっても、管理運営費を賄うため5%の上乗せを含めなければならない。補助金による恩恵を受ける条件として、受益者から資金を集めなければならない。人道的プロジェクトのためのグローバル補助金の場合、寄付の少なくとも15パーセントが、プロジェクト実施国以外から寄せられたものである必要がある。人道的プロジェクトの実施地側提唱者は、補助金への資金供給に寄与することが奨励される。

補助金のための拠出金は、承認された後で変更することはできない。ポール・ハリス・フェロー認証に向けたポイントは、ロータリー財団に送られた提唱者拠出金のみに与えられるものであり、プロジェクトに直接送られた寄付には与えられない。提唱者は、補助金が承認される前に寄付を送金するべきではない。補助金の承認に先立ってロータリー財団へ送られた提唱者拠出金は、その補助金の申請書のためのものとなるが、申請書が承認されなかつた場合、その寄付は年次基金に回されることになる。寄付が年次基金に回された後には、これを再配分することはできない。グローバル補助金への拠出金／寄付はすべて、取消しのできないロータリー財団への寄付とみなされ、返金されない。

ロータリーからの奨学生に加えて他団体からも奨学生を受領する奨学生は、ロータリー以外からの奨学生を利用しても構わないが、その場合、財団はその金額または個人的資金への上乗せは行わない。ロータリー財団は、米国内で就学するためのグローバル補助金奨学生(授業料、書籍代、必要備品代、手数料を除く部分)に源泉徴収税を適用することが義務付けられている(日本、カナダ、ドイツからの留学生の場合、協力財団を通じて資金が提供されるため、この法規は適用されない)。源泉徴収分は、奨学生の支払から差し引かれる。

## **VII. 協力団体**

協力団体とは、専門知識、インフラストラクチャー、アドボカシー活動、研修、教育、その他の補助金プロジェクトへの支援を提供する、ロータリー以外の定評ある組織または教育機関である。協力団体は、ロータリー財団により義務づけられたすべての報告と監査要件を順守することに同意し、義務づけられた領収書または購入の証明書類を提出する必要がある。奨学生が留学する大学は、協力団体とはみなされない。

### **地区補助金**

協力団体に提供されるすべての資金は、特定のプロジェクト費用のみに使用される必要がある。提唱地区はこれらの費用の詳細な内訳を記載した報告書を維持する必要がある。

### **グローバル補助金**

補助金提唱者は、申請時に、援助国・実施国双方の代表提唱者と協力団体の署名の入った「覚書(MOU)」を提出する必要がある。「覚書」には、以下の項目を含めるべきである。

1. ロータリークラブまたは地区が補助金プロジェクトを開始し、指揮し、管理することの、援助国・実施国双方の代表提唱者による確認。
2. 協力団体が信頼と定評のある団体であり、適用される全法律の範囲内で活動することを確認する、代表提唱者からの推薦。
3. 各関係者の活動を明確かつ詳細に記述した補助金の実施計画。
4. 補助金に関連する活動についてロータリー財団による財務調査に協力することへの、協力団体からの同意。

## **VIII. 支払い**

### **地区補助金**

補助金資金は、申請書に地区が記載した地区または地区財団の銀行口座のみに支払われる。地区補助金の資金は、前ロータリーアンダードの地区補助金が終了するまでは支払われない。補助金は、補助金支払い時の国際ロータリー為替レートに従って支給される。資金は、実施年度末を過ぎた後は支給されない。実施年度の5月31日までに提唱者が支払いの全要件を満たさなかった場合、補助金は取り消しとなる。

### **グローバル補助金**

補助金提唱者が補助金センターに銀行口座の情報を入力し、提唱者拠出金がロータリー財団に送られ、支払の全条件が満たされるまでは、補助金資金は支給されない。補助金資金は補助金センターに記入された口座に支払われる。プロジェクト資金は、プロジェクトの経費またはサービスが発生する前に、業者、協力団体や受益団体に支払われるとはない。プロジェクトの経費の支払いを受ける団体は、この支払いを受ける前に、提唱者であるロータリアンに、請求書または領収書の原本のコピーを提供する必要がある。署名の権限がある口座の署名人は、提唱クラブまたは提唱地区の会員である必要がある。補助金は、補助金支払い時の国際ロータリー為替レートに従って支給される。提唱者が補助金の支払いを受けてからプロジェクトが取り消しとなった場合、補助金の残金すべてをロータリー財団に返還する必要がある。返還された資金は国際財団活動資金(WF)に加算される。

ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件(2020年9月)

WFからの上乗せが50,001ドル～400,000ドルの補助金、あるいは冠名指定寄付または恒久基金の収益が含まれる資金総額が100,001ドル以上の補助金(レベル2および3の申請書)は、使用計画に沿って分割で支払われる。2回目以降の支払いは、補助金提唱者が提出した中間報告書が不備なく受理され、財団専門家チームによる中間現地視察が終了した後に支払われる。

以下は、現金拠出によって資金を調達したグローバル補助金に適用される。

1. 補助金に関連したすべての資金のやりとりは、その時点の国際ロータリー為替レートを使用して記録する。また、補助金に関連したすべての資金のやりとりの公式な連絡は、米ドルを用いて行う。
2. 補助金承認時から為替レートが10パーセント以上変動した場合、10パーセントを超える差額は、提唱者は拠出する必要はなく、反対にロータリー財団は差益を提唱者に配分しない。
3. 財団に送金されたグローバル補助金への現金寄付はすべて、手続きや管理運営のコストを賄うため、5%を上乗せして送金する必要がある。ポール・ハリス・フェローの認証ポイントはこの5%を含む全拠出額に対して適用され、税制上の優遇措置を受けるための領収証にもこの5%を含む全額が記載される。プロジェクト専用の銀行口座に直接送金する現金には5%を上乗せする必要はないが、その場合はポール・ハリス・フェローの認証ポイントの対象とならず、税制上の優遇措置のための領収証は財団から発行されない。
4. ロータリー財団に寄せられた現金のうち、補助金に必要な額として誓約された額を超える分はWFに充当される。
5. 取り消しとなった補助金用の寄付・拠出金は、WFへ充当される。寄付者は、承認されたほかのグローバル補助金やロータリー財団のいずれかの基金に寄付先を変える場合、90日以内にその旨を財団に通知する。

## **IX. 報告要件と書類の保管**

補助金の受領者は、補助金の使途について財団に報告する必要がある。中間報告と最終報告書を補助金センターから提出しなければならず、報告書が受理されるには、所要事項を不備なく記入する必要がある。期日を過ぎて未提出の財団補助金報告書がある提唱者から新規の補助金申請書が提出された場合、財団はそれを受理しない(\*下記の例外を参照のこと)。財団は、いつでも補助金を審査し、監査を実施し、監視要員を派遣し、追加書類の提出を要求し、支払いを(一部または全額)保留する権利を有する。

補助金の受領者には、以下の方針も適用される。

1. 地区は、資格条件に従い、補助金資金の使途について地区内クラブに報告する必要がある。
2. 補助金の提唱者は、資格条件および適用される法律に従い、補助金の支出に関連する全領収書のコピーと銀行明細書を保管する必要がある。
3. 補助金プロジェクトの実施と資金使用に関する財団の方針と指針を順守しなかった補助金提唱者は、補助金の全額を返還する必要があり、最高5年間、将来の補助金の受領を禁じられる可能性がある。

### **地区補助金**

以下の追加条件が地区補助金に適用される。

1. 資金の支出について記載した最終報告書を、補助金受領後12カ月以内、または最後の支払を受領してから2カ月以内に、財団に提出しなければならない。

ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件(2020年9月)

2. 地区補助金からの資金を利用したプロジェクトと活動はすべて、財団が支給してから24カ月以内、または地区がクラブあるいはプロジェクト実施地に支給してから24カ月以内に、完了する必要がある。
3. プロジェクトが完了した後に500米ドル以上の補助金資金が残った場合、プロジェクト関連の追加経費の利用を財団が承認する必要がある。500米ドル未満の未使用の補助金資金は、地区補助金の使用が認められている活動に利用でき、財団からの事前の承認は必要ない。いかなる金額であれ、地区補助金と関係のない経費に未使用の補助金資金を使用することはできない。記述された通りにこれらの資金を使用できない場合、資金をロータリー財団に返還しなければならず、この資金は地区のDDFに加算される。

### グローバル補助金

以下の追加条件がグローバル補助金に適用される。

1. 最初の中間報告書は、補助金の最初の支給を受けてから12カ月以内に提出する必要がある。その後の中間報告書は、前回報告書の受理日から12カ月が期限となる。
2. 最終報告書は、プロジェクトの完了後2カ月以内に提出する必要がある。
3. プロジェクトが完了した後に500米ドル以上の補助金資金が残った場合、プロジェクト関連の追加経費の利用を財団が承認する必要がある。500米ドル未満の未使用の補助金資金は、グローバル補助金の使用が認められている活動に利用でき、財団からの事前の承認は必要ない。いかなる金額であれ、グローバル補助金と関係のない経費に未使用の補助金資金を使用することはできない。記述された通りにこれらの資金を使用できない場合、資金をロータリー財団に返還しなければならず、この資金は国際財団活動資金(WF)に加算される。

\*実施国側と援助国側の双方の提唱者が、グローバル補助金の報告書を記入、承認、提出することが義務づけられている。ただし、人道的グローバル補助金の援助国側提唱者は、資金を受領しなかった場合、報告書が期日を過ぎて未提出であっても、新規補助金の受領を制限されることはない。

以下を含め、実施したプロジェクトの詳細な説明を含んだものが、不備のない報告書として受理される。

1. プロジェクトは、選択した重点分野の目標をいかに助長したか。
2. プロジェクトが、申請書に記載された個々の目標をいかに達成したか(達成を測るために使用した基準や収集したデータを含む)。
3. プロジェクトの成果が、長期にわたっていかに持続されるか。
4. 実施国、援助国双方の提唱者、および補助金に関与した協力団体がどのように参加したか。
5. プロジェクトにかかった費用の詳細な内訳とプロジェクト専用銀行口座の明細書さらに、財団は領収書を提出するよう提唱者に要請する場合がある。奨学生と職業研修チームは、75米ドル以上の経費について、提唱者に領収書を提出する必要がある。

プロジェクトが完了し、現地の地域社会がプロジェクトを継続していくため(持続可能性)の手段を備えたことが確認され次第、財団は、補助金を終了とする。

### X. 小口融資(マイクロクレジット)

ロータリー財団は、経済的自立のための小事業の起業を支援するため、小口融資(マイクロクレジット)に取り組んでいます。ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件(2020年9月)

る。グローバル補助金を申請するクラブと地区は、持続可能な発展のためのプロジェクトを実施する方法として、融資プログラムを運営する、登記され、少なくとも3年間運営されている小口融資機関と協力する必要がある。ただし、財団資金による小口融資プログラムは、借入資本の管理にとどまらず、例えば研修のような他の要素を組み入れる必要がある。さらに、以下が適用される。

1. 小口融資プロジェクトを支援するためにグローバル補助金を利用しようとするクラブと地区は、補助金の申請書に添えて、グローバル補助金 小口融資プロジェクトに関する補足書式を提出する必要がある。
2. 小口融資の活動の監督と管理は、提唱クラブまたは提唱地区によって行われる必要がある。
3. 補助金資金は、小口融資機関の会計システムにおいて別個に記録される必要がある。
4. ロータリー財団からの小口融資の元金から発生した利子と手数料収入は、プロジェクトを直接支援するための管理運営費として使用できる。
5. 補助金の提唱者は、補助金の最終報告書とともにグローバル補助金 小口融資プロジェクト報告書の補足書式を提出する必要がある。
6. 財団の報告要件を満たす前に小口融資プロジェクトが終了となった場合、提唱者は補助金の資金を財団に返還する必要がある。
7. ロータリー財団は、融資保証システムに対して資金を支払わない。

## XI. インドのロータリー財団に関する特記事項

他のすべての授与と受諾の条件に加え、インド政府の法律とFCRAを順守するため、インド国内のロータリークラブと地区に支払われる(全額・一部を問わない)補助金は、以下の支払いと報告の手続きに従う必要がある。FCRAに関する一般的な情報は、<https://fcraonline.nic.in/home/index.aspx>を参照のこと。FCRAの登録を受けたクラブまたは地区は、FC-4書式と財務報告書をインド内務省(ニューデリー)に期限通りに提出する責務を負うものとする。

### 補助金の支払い

すべての補助金の支払いは、インドルピー(INR)の資金を受領するために特別に開設された銀行口座またはクラブが管理するFCRA口座に送金される。以下に記載された一般的な支払い条件をすべて満たすまで、補助金がインド国内の銀行口座に送金されることはない。インド国内からの拠出金から発生した十分な資金があると職員が判断するか、提唱者が銀行口座がFCRAの下に登録されていることを記した書類を提供する必要がある。そのほかの状況において支払いは待ち状態となり、(インド国内での)追加の拠出金が寄せられて十分な資金が得られた時点ではじめて、先着順に支払われることになる。補助金の提唱者は、FCRAの下に登録された銀行口座で受け取る資金が地元の資金と混同されないようにする必要がある。

### 地区補助金

それぞれのプロジェクトや活動について内訳を詳しく示した支出計画が承認されることが、支給の条件となる。補助金資金は、地区の銀行口座のみに支払われる。地区の銀行口座の名称は、地区とプロジェクトが一目でわかるようなものでなければならない(適切な名称の例は、「Rotary District 0000 District Grant 12345」)。地区補助金の資金は、前ロータリーアンダードの地区補助金が終了するまでは支払われない。資金は、実施年度末を過ぎた後は支給されない。実施年度の5月31日までに提唱者が支払いの全要件を満たさなかった場合、補助金は取り消しとなる。

ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件(2020年9月)

## **グローバル補助金**

補助金資金は、提唱者拠出金の全額がロータリー財団へ送られ、支払いの全条件が満たされるまでは、支給されない。補助金資金は、補助金提唱者が申請書に記入した口座へ支払われる。

### **補助金の報告**

毎年3月31日までにロータリー財団(インド)に送金された補助金資金に関する中間報告書は、同じ年の5月31日が提出締切日となる。最終報告書は、プロジェクトの完了から2カ月以内が提出期日となる。すべての中間報告書には、第IXセクションに挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。

1. 中間報告をオンラインで補助金センターから提出する。
2. 中間報告書が補助金センターからオンラインで提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書(会計士番号を明記のこと)を提出する。
4. 銀行明細書の原本または預金通帳の原本(複写の場合は、銀行のマネージャーまたは公認会計士が証明したもの)を提出する。
5. 補助金センターに請求書と領収書をアップロードする。

いかなる理由であれ、補助金の資金が使用されなかった場合には、補助金資金の預金日が記された銀行明細書の原本または預金通帳の原本(複写の場合は、銀行のマネージャー／公認会計士が証明し署名したもの)、ならびに、補助金資金が3月よりも前に受領されたにもかかわらず補助金が使用されなかった理由を説明した文書。

すべての最終報告書には、第IXセクションに挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。

1. 最終報告をオンラインで補助金センターから提出する。
2. 最終報告書が補助金センターからオンラインで提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書(会計士番号を明記のこと)を提出する。
4. 銀行明細書の原本または預金通帳の原本(複写の場合は、銀行のマネージャー／公認会計士が証明し署名した正謄本)。
5. 銀行調整の明細書(複数の補助金が一つのFCRA口座に振り込まれた場合)。
6. 補助金センターに請求書と領収書をアップロードする。
7. 「原本はすべて8年間保管し、インドのロータリー財団から要請された場合にはこれを提示する」と書かれた保証文を補助金センターにアップロードする。
8. 金額を問わず、残っている資金をロータリー財団(インド)に返還する。
9. 受益者に関する情報(写真、新聞の切り抜き、受益者または受益団体からの感謝状を含む)を保管する(インドのロータリー財団から要請される可能性があるため)。

## **XII. フィリピンに関する特記事項**

ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件(2020年9月)

他のすべての授与と受諾の条件に加え、フィリピン国内のロータリー地区に支払われた補助金は、フィリピンの規制を順守するためにより多くの実証を必要とする。フィリピン証券取引委員会は、財団が財務諸表を提出する際に、財団が資金を提供したすべてのプロジェクトについて補足書類を添えることを義務づけている。この要件に関する詳しい情報は、証券規制法68(Securities Regulation Code 68)に改正通りに記載されている。財団がこの規制を順守できるよう、補助金提唱者は、その地域を管轄する以下の人物／組織のいずれかが発行する証明書を取得する必要がある：

1. 市長室、公印が押されていること
2. 社会福祉・開発局(Department of Social Welfare and Development)長、公印が押されていること
3. 保健局(Department of Health)長、公印が押されていること
4. バランガイ議長室、公印が押されていること
5. 民間機関または実際の受益者の代表者／役員、公証人により署名されたもの

各プロジェクトについて、証明書の原本5通を、下記に送付すること：

Phil.Consulting Center, Inc.  
c/o Erika Mae Bautista  
2D Penthouse, Salamin Bldg.  
197 Salcedo St., Legaspi Village  
Makati City 1229  
Philippines

証明書の見本テンプレートを、国際ロータリーの南太平洋・フィリピン事務局を通じて入手することができる。7月から5月までに支払われるプロジェクトの証明書は、同じ会計年度の6月30日までに受理されるべきである。6月に支払われる場合は、7月31日までに受理されるべきである。

### **XIII.プログラム参加者のための利害の対立に関する方針**

ロータリー財団の補助金プログラムの高潔性を保証するため、補助金の受領や授与に関するすべての人は、利害の対立を避けるような方法で行動することが義務付けられている。利害の対立は、ある人物が、本人、その直系家族、そのビジネスパートナー、本人、その直系家族、そのビジネスパートナーが相当な金銭的利害をもつ団体、または、本人、その直系家族、そのビジネスパートナーが管財人、理事、役員である団体に利する補助金または授与金について、決定を下す、または決定に影響を与える立場にいる場合に生じる。

実際および潜在的な利害の対立すべてを、事務総長に開示する必要がある。確信が持てない場合、利害の対立のいかななる可能性も開示すべきである。ロータリアンは、自身が利害の対立を有するいかなるグローバル補助金においても、補助金委員会のメンバーとならないものとする。グローバル補助金の資金調達は、その補助金と関連する利害の対立を有する寄付者からの寄付(冠名指定寄付、CSR寄付、等)によって行ってはならない。

事務総長は、利害の対立に関するこの方針の解釈と実施の方法について、補助金申請者に助言する。個々のケース

ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件(2020年9月)

において利害の対立が存在するかどうかは、事務総長および／または管理委員会が決定する。補助金またはその授与において利害の対立が存在する、または存在したと事務総長および／または管理委員会が結論を下した場合、事務総長は、補助金プロセスの高潔性を守るため、適切な措置を管理委員会に推奨する。このような措置には、当該ロータリアン、ロータリークラブ、ロータリー地区が関与する現在の補助金の受領・授与の取り消し、または将来の補助金の受領・授与の一時停止などが含まれる。

### **補助金の受領資格**

ロータリー財団細則第9.3項に従い、以下に定義されている人は財団プログラム補助金の受領者または受益者またはその候補者となることができない：

1. 現ロータリアン
2. クラブ、地区、その他のロータリー組織（ロータリー章典1.040節に規定されている通り）、国際ロータリーの職員
3. これらのすべての人の配偶者・直系卑属（血縁、養子縁組、再婚による子または孫）・直系卑属の配偶者・直系尊属（血縁による親または祖父母）、ロータリー財団または国際ロータリーと提携する機関・組織・団体の職員

元ロータリアンは、会員身分が終結してから3年間は、引き続き受領資格を持たない。元ロータリアンの家族であることを理由に受領資格がなかった人は、その家族の会員身分が終結してから3年間は、引き続き受領資格を持たない。ただし、そのような人でも、地区補助金やグローバル補助金による職業研修チームまたは（人道的奉仕プロジェクトのための）個人旅行に参加する資格があると認められた人は、その人の参加がほかの人への利点となる場合に限り、その職業研修チームまたは個人旅行への参加資格を持つものとする。

### **選考委員会の公平さ**

クラブまたは地区レベルにおける財団プログラム選考委員を務めるロータリアンは、候補者との家族関係、私的関係、仕事上の関係について完全な透明性を保つ必要がある。また、候補者と委員との間に何らかの関係がある（例えば、同じ会社や組織に勤務したり、同じロータリークラブに所属または申請を推薦するロータリークラブに所属したり、家族関係があるなど）ために利害の対立がある（またはあると疑われる）場合は、選考が開始される前に、委員長にその旨通知しなければならない。

選考委員長は、利害の対立がある（またはあると疑われる委員が）、選考プロセスに参加すべきかどうか、また、参加する場合にはどのように参加すべきかを決定する。選考委員長に利害の対立がある（またはあると疑われる）場合、クラブ理事会またはロータリー財団委員長が、選考プロセスへ参加すべきかどうか、またどのように参加すべきかを決定する。

### **業者との業務取引**

ロータリー財団、ロータリー地区、ロータリークラブ、ロータリアンが、ロータリー財団プログラム補助金と関連して、ロータリー組織から同業者への支払いが行われるような業務取引を行う場合、妥当な費用で最良のサービスを確保するため、その取引を行う前に、公正、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続を行わなければならない。資金が、ロータリアン、ロータリアンが所有または経営する物資やサービスの提供者、名誉ロータリアン、財団補助金の受領資格がない上記に記載された人びとに支払われるような業務をロータリー組織が行おうとする場合に、利害の対立の可能性が生じる。

ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件（2020年9月）

ロータリアンの利害の対立が存在しないことを確認するために審査する必要が生じる可能性がある業務取引の例には、協力関係を結んでいる非政府団体、物資・サービスの提供者、保険会社、旅行代理店、運送会社、教育機関、語学試験提供会社などとの業務取引が含まれる。このような取引が公正な市場価格において最良の製品またはサービスをもたらすものであることが、見積書によって証明されている場合、または公平、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続きを経ている場合に、事務総長の承認を得た後にのみ、行うことができる。

事務総長は、利害の対立に関するこの方針の解釈と実施の方法について助言する。プログラム補助金の受領や授与にかかわるいかなる未解決の利害の対立も、関係するロータリアンまたはロータリー組織によって、選考プロセスまたは当該業務取引の少なくとも30日前までに、事務総長に報告されなければならない。個々のケースにおいて利害の対立が存在するかどうかは、事務総長が決定する。補助金の受領や授与において利害の対立が存在する、または存在したと事務総長が結論を下した場合、事務総長は、適切な改善措置を講じるものとする。このような措置には、当該ロータリアン、ロータリークラブ、ロータリー地区が関与する現在の補助金の受領・授与の取り消し、または将来の補助金の受領・授与の一時停止などが含まれる。



# ロータリー財団の補助金プロジェクトの表示 および「ロータリー」の名称またはロータリーの標章 に関する指針

ロータリー財団の補助金受領者は、以下(およびロータリー財団章典40.010.2項)に記されている通り、適切なプロジェクト表示を行うことが義務づけられています。プロジェクト表示の例は、この文書の第3ページをご覧ください。

## 40.010.2. ロータリー財団の資金を使用するプロジェクトのための標識・表示

管理委員会は、ロータリー財団の資金を使用するロータリープロジェクト、あるいはその関連で使用される標識の推奨モデルとなる標識デザインを奨励した。ロータリアンは、補助金プロジェクトにおける補助金提唱者とロータリー財団の役割を識別するために、そのプロジェクトあるいはその関連において標識を表示するべきである。

事務総長は、必要に応じて、推奨デザインを修正する権限が与えられている。事務総長は、ロータリー財団の補助金に関する出版物および連絡において、そのデザインを含めることが求められている。(2011年9月管理委員会会合、決定7号)

出典：2011年4月管理委員会会合、決定125号

補助金受領者はまた、「ロータリー」の名称とロータリーの標章の適切な使用に関する以下(およびロータリー章典34.040.6項および34.040.11項)の方針に従わなければなりません。

## 34.040.6. ロータリー組織による「ロータリー」の名称およびその他のロータリーの標章の使用

それ自体で使用される場合、「ロータリー」という言葉あるいはロータリー徽章は、通常、組織全体としての国際ロータリーを指す。また、この言葉は組織の理念や原則をも意味する。すべてのクラブ、地区、多地区合同、その他のロータリー組織の活動、プロジェクト、または団体は、「ロータリー」の名称あるいは他のロータリー標章を使用する場合、当該クラブ、地区、多地区合同グループ、あるいは他のロータリー組織とわかる識別語句を含めなければならない。限られた例において、また RI の独自の裁量において、地理的な識別語句を使用できるが、識別語句がその地域の各クラブの関心を正確に表しており、地区ガバナーやクラブ会長の適切な承認を得ることを条件とする。このような表示語句は、「ロータリー」の直後あるいは直前に置かなければならない。また、このような表示語句は、ロータリー徽章または他のロータリー標章とともに、近接した位置あるいは同等に目立つような方法で付記されなければならない。

ロータリー標章は、必ず、全体が複製されていなければならない。「ロータ」などの略語、接頭語あるいは接尾語は、一切認められないが、インターロータの定期会合に対する「インターロータ」での使用は除く。ロータリー標章の改造、修正および変形は一切許されない。デジタルメディアに対応し、ロータリー徽章の正確な複製を強化するため、0.5インチ(1.27 cm)未満の複製には特別に修正した徽章を使用することができる。このような修正した徽章は、「デジタルメディアで小さく表示する場合のロゴ設定」の一部として「Rotary」(ロータリー)

ロータリー財団の補助金プロジェクトの表示および「ロータリー」の名称またはロータリーの標章に関する指針(2019年1月)

の文字とともに使用するか、プログラムのロゴのためデジタルメディアで小さく表示する場合の簡易ロゴの一部として「Interact」(インターラクト)、または「Rotaract」(ローターアクト)の文字とともに使用すること。刺繡媒体に対応するため、0.5インチ(1.27 cm)より大きいが、ロータリー徽章を正確に複製するには小さすぎるサイズの複製に限り、修正したロータリー徽章をライセンスおよびその他の RI が許可した衣類に使用することができる。ただし、修正したロータリー徽章は常に簡易ロゴ形式で「Rotary」(ロータリー)、「Interact」(インターラクト)、または「Rotaract」(ローターアクト)の文字とともに使用すること。

ロータリー徽章および他のロータリー標章を正確な色で複製するため、現行のガイドがブランドリソースセンター(<https://brandcenter.rotary.org>)および「『ボイス』とビジュアルアイデンティティのガイド」(547A)に明示されている。ここにはロータリー徽章の複製に関する詳細な仕様と、ロータリーの全資料において標準的かつ一貫したアイデンティティを保つためのガイドラインが掲載されている。

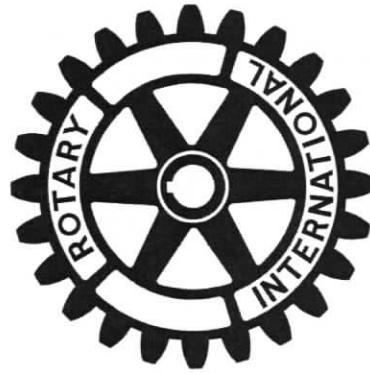
識別するための表示語句を併用せずに「ロータリー」の名称あるいは他のロータリー標章を用いることを計画しているロータリー組織の活動、プロジェクトまたは団体は、最初に、RI 理事会から方針に対する例外を得なければならない。既存の活動、プロジェクト、および他団体の調整を担当するロータリアンは、見直しをして、方針に一致するよう変更を加えなければならない(2015 年 10 月理事会、決定 37 号)。

出典:1996 年 2 月理事会会合、決定 198 号、2000 年 5 月理事会会合、決定 399 号。2003 年 5 月理事会会合、決定 368 号、2011 年 5 月理事会会合、決定 202 号、2013 年 6 月理事会会合、決定 242 号、2015 年 1 月理事会会合、決定 117 号、2015 年 5 月理事会会合、決定 166 号、2015 年 5 月理事会会合、決定 195 号、2015 年 7 月理事会会合、決定 16 号、および 2015 年 10 月理事会会合、決定 37 号により改正

#### 34.040.11. クラブの活動に関連しての「ロータリー」の名称の使用

クラブまたはクラブから成るグループの活動に関連し、またはその活動の名称の中に「ロータリー」という語を使用することは、かかるクラブまたはクラブから成るグループに直接関連させるものでなければならず、直接間接のどちらにおいても国際ロータリーに関連させるものであってはならない。クラブまたはクラブから成るグループの全面的管理下にない活動に関連して、またはその活動の名称の中に「ロータリー」という語を使うことは認められない。また、ロータリアンではない人または団体を会員とする団体と関連して、またはその団体の名称の中に、「ロータリー」という語を使うことは認められない(ロータリー章典 第 34.040.6 項を参照)(2015 年 7 月理事会会合、決定 16 号)。

出典:1961 年 3 月理事会会合、決定 206 号、2011 年 5 月理事会会合、決定 202 号。2001 年 6 月理事会会合、決定 383 号により確認



# Rotary

プロジェクトの種類／重点分野

(例：基本的教育と識字率向上、水と衛生など)

ロータリークラブ名および(または)地区番号  
プロジェクト実施国の国名

ロータリークラブ名および(または)地区番号  
プロジェクト実施国以外の国名

上記以外に参加するクラブ／地区

本プロジェクトは国際ロータリーのロータリー財団補助金により実施